

戸田市重度心身障害者医療費の支給に関する条例の一部改正(案)の概要

< 制度の内容 >

戸田市では、重度心身障害者の福祉の増進を図るため、重度心身障害者医療費助成制度により、各種医療保険に係る一部負担金等を市が助成しています。このたび、県の制度改正があることから、それに伴い本市においても条例を一部改正する予定です。

< 制度改正の背景 >

本制度は、埼玉県が昭和50年に補助金交付要綱を制定し、本市では県の補助事業として実施しています。当初は身体障害者手帳1、2級及び療育手帳A、Aが対象でありましたが、その後、県の補助対象が身体障害者手帳3級、療育手帳B、後期高齢者医療制度の障害認定者、精神障害者保健福祉手帳1級まで拡大されたことに伴い、本市も同様の対象者拡大を行ってきました。なお、現在65歳以上で新規に障害者手帳を取得した方は、助成対象外となります。

< 主な制度変更 >

(1) 内容

- ア 精神障害者保健福祉手帳2級所持者を新たに対象者とします(精神科通院医療費(自立支援医療の自己負担額)に限る。)精神科通院費を無償化することで、定期通院を促進し、再発や重症化を予防するものです。
- イ 入院時の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額については、助成対象外とします。平成14年1月の埼玉県における当該費用の助成廃止にあたり、本市においては、市独自で助成を続けてきましたが、食事代につきましては入院、在宅を問わず、共通して必要な費用でありますことから、入院患者と在宅者との公平性の観点から見直しを行うものです。

(2) 時期

- ア 令和8年1月1日(木)から
イ 令和8年10月1日(木)から

